破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第２６４号
静岡県伊豆市下白岩1578番地の２
破産者　碇谷　　宏
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２１年（フ）第２６５号
静岡県伊豆市下白岩1578番地の２
破産者　碇谷るり子
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２０年（フ）第３９２１号
名古屋市港区入場２丁目105番地　当知東住宅１号棟９―14号
破産者　エクステリアＺＥＮこと　宮﨑きよ子
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１６号
愛知県碧南市札木町５丁目９番地
破産者　伊藤　和道
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第９３２号
愛知県春日井市勝川町西３丁目32番地９
破産者　石田みさ子
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２３３２号
名古屋市北区会所町218番地
破産者　草野　　学
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２８２３号
名古屋市中川区野田１丁目142番地　佐藤マンション３Ｆ301号
破産者　真永こと　齋藤　昇吉
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１７２２号
福岡県古賀市花見東５丁目16番25―106号
破産者　椿原かほる
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２７６号
沖縄県糸満市西崎６丁目４番５―202号　マルキヨビル
破産者　平良　玄祥
１　決定年月日　平成22年１月28日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２０年（フ）第６４３号
宮城県塩竈市尾島町14番１―601号　エクレール尾島町
破産者　齋藤　啓一
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第８３９号
仙台市太白区中田町字境36番地の13
破産者　樋口　淳一
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４０５号
仙台市若林区清水小路８番地の３　フォレシティ五橋1208
破産者　橋本庄太郎
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４４７号
宮城県岩沼市土ケ崎１丁目４番２号
破産者　舟山　康弘
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５４号
仙台市青葉区中山２丁目15番２号
破産者　田村　久志
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４８６号
宮城県名取市箱塚２丁目７番５―１号
破産者　後藤　長史
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１４９６号
仙台市青葉区菊田町10番26号
破産者　櫻井　優子
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１５２号
栃木県足利市家富町2228番地２
破産者　大竹　希美
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第１６３号
栃木県足利市福富町1296番地６
破産者　中山　利夫
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２０年（フ）第５１３号
埼玉県春日部市米島358番地117、開始決定時の住所埼玉県越谷市大字袋山145番地
破産者　勝山　靖雄
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２９４号
神奈川県横須賀市三春町４丁目43番地　第８柳荘２Ｆ
破産者　村上　京子
１　決定年月日　平成22年１月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部